# | 土地・不動産に関する行政情報・トピックス・学会誌情報

#### 【行政情報】

● 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

国土交通省土地・建設産業局の不動産業課と不動産市場整備課は、不動産業界団体に対し、新型 コロナウイルス感染症による影響への支援策の通知を行った。詳細は下記リンクより。

不動産業における新型コロナウイルス感染症対策について (ビル賃貸事業者向けの支援策等について):国交省

### ● 既存住宅販売量指数 2月は前年同月比 0.9%減:国交省

国土交通省は5月27日、2020年2月の既存住宅販売量指数を公表した。戸建住宅とマンションの合計(季節調整値)は前月比1.7%減の109.5(前年同月比0.9%減)、30㎡未満のマンションを除く合計(季節調整値)は前月比2.2%減の103.1(前年同月比2.5%減)となった。

戸建住宅の季節調整値は前月比 1.9%減の 106.8、マンションの季節調整値は前月比 0.7%減の 112.6、30 m<sup>3</sup>未満除くマンションの季節調整値は前月比 1.8%減の 98.9 となった。

国土交通省では、新たなマクロ指標として既存住宅販売量指数を 2020 年 4 月末に初めて公表した。この指数は、登記データを基に個人が購入した既存住宅の移転登記量を加工・指数化したものであり、試験運用として今後毎月下旬に公表を行っていく予定。

報道発表資料: 国土交通省

#### ● 「土地基本方針」及び「国土調査事業十箇年計画」を閣議決定:国交省

政府は5月26日、「土地基本法等の一部を改正する法律」に基づき、人口減少時代に対応した土地政策の総合的な推進を図るための具体的施策の方向性を示す「土地基本方針」(新設)と、2020年度以降の地籍調査等の迅速かつ効率的な実施を図るための「国土調査事業十箇年計画」を策定し、閣議決定した。

### (1) 土地基本方針(新設)

土地政策全般の政府方針として、改正土地基本法で規定された新たな理念・所有者等の責務や基本的施策に基づき、関係省庁が一体性を持って土地政策を講じることができるよう、当面の今後の施策の方向性を具体化。

土地基本方針の策定や今後の更新を通じ、所有者不明土地や放置土地が災害や事故に繋がり、防災・復旧の支障となっているような問題等の解消に向け、土地が適正に利用・管理されないことで生じる諸課題に対応するための個別施策を着実に展開。

#### (2) 国土調査事業十箇年計画

2020 年度からの 10 年間の国土調査の事業量等を定めるものであり、今回は第7次計画に該当。 地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、本年3月の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手 続きの活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載。これにより、第6 次計画の実績と比較して 1.5 倍の進捗を目指すよう事業量を設定するとともに、新たに「優先実施 地域での進捗率」を提示し、現在の 79%(約8割)から、10 年後に 87%(約9割)とすることを 目指す。

報道発表資料: 国土交通省

### ● 空き家等の利活用等に取り組む事業者の募集を開始:国交省

国土交通省は 5 月 11 日、2020 年度の空き家等の流通・利活用に関するモデル事業の選定に向け、事業実施者の募集を開始した。同省では、空き家等の流通・利活用を促進するため、地域の空き家等の利活用に取り組む地方公共団体と宅地建物取引業者等が連携した先進的な取組を支援し、優良な事例の横展開をしている。

採択数は5団体程度。支援額は、1団体当たりの最大支援額は200万円。応募期限は参加表明書 提出期限が6月4日(木)18時、応募書類提出期限が6月19日(金)18時。

報道発表資料:国土交通省

## ●「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の募集を開始:国交省

国土交通省は5月1日、全国の空き家対策を一層加速化させるための支援制度「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の提案の募集を開始した。空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる相談窓口等を整備するための人材の育成や地方における法務、不動産、建築等の専門家等による連携体制を構築する取組を募集する。

応募期限は2020年6月10日(水)18時必着。応募方法は、事務局までメールにより「応募書類」を提出。選定方法は、評価事務局が設置した学識経験者等で構成する評価委員会の評価を踏まえ、7月頃に採択事業を決定する(2019年度実績 応募111件、採択60件)。

報道発表資料:国土交通省

#### ● スーパーシティ法案が成立:内閣府

「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備、地域限定型規制のサンドボックス制度の創設、特区民泊における欠格事由等の整備を盛り込んだ、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」が、令和2年5月27日に成立した。

報道発表資料:內閣府